

# 第3章 情報収集と伝達

## 1 緊急時連絡先の整備

県は、協定を締結している各関係団体等（地区薬剤師会を含む）、（一社）宮城県薬剤師会にて独自に指定している災害拠点薬局及び非常災害用医薬品等を備蓄している医薬品卸売販売業者と、緊急時連絡先を共有します。

各連絡先共有者は、通信手段の多重化を考慮した緊急連絡体制を整備し、緊急時連絡先に変更があった場合は、速やかに更新し、薬務課に提出します。

薬務課は、連絡先の更新を確認した場合は、速やかに他の連絡先共有者に対し、連絡先内容の更新を周知します。

## 2 被災状況・業務継続状況等の収集・伝達

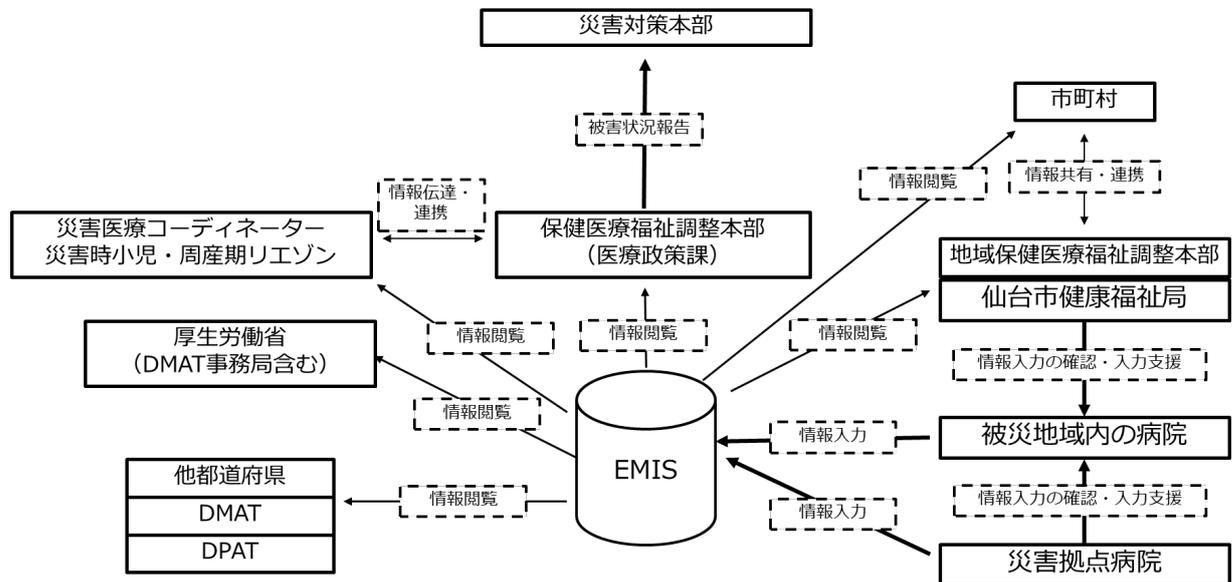
薬務課は、上記緊急時連絡先を活用するとともに、市町村及び関係機関と連携しながら、医療施設・薬局等の被災状況及び業務継続状況等について、一元的に情報の収集・伝達を行います。

### (1) 医療機関（病院・診療所）（図3-1）

※本項目の内容は、大規模災害時医療救護マニュアル（令和5年4月改訂版）を加工した内容であり、詳細は、当該マニュアルを参照します。

イ 「宮城県救急医療情報システム」（以下「県システム」という。）参加医療機関は、災害発生直後に県システムの「簡易入力画面」から建物・インフラの状態等を入力し、状況把握後（発生数時間後を想定）に「詳細入力画面」から診療状態や応援の必要の有無等を入力します。

ロ 地域保健医療福祉調整本部及び仙台市健康福祉局は、県システムに未入力の医療機関及び県システムに未参加の医療機関の被災・業務継続状況等について、市町村からの報告や直接把握した情報に基づき、県システムに代行入力します。（県システムの情報が「広域災害救急医療情報システム」（EMIS）に自動的に反映されます。）



▲図3-1 被災地内医療施設の被災情報の収集・伝達フロー  
（出典：大規模災害時医療救護活動マニュアル）

### (2) 薬局（図3-2）

イ 薬局は、被災・業務継続状況を地区薬剤師会に薬局被災・業務継続状況報告様式（様式1-1）により報告します。

なお、地区薬剤師会非会員薬局については、地域保健医療福祉調整本部（設置されていない場合は保健所・支所とする。また、設置されている場合においても、黒川、栗原及び登米の所管区域においては、それぞれ、塩釜保健所黒川支所、大崎保健所栗原支所及び石巻保健所登米支所とする。）が被災状況を調

査します。

ロ 地区薬剤師会は、地区内の状況を取りまとめ、地域保健医療福祉調整本部（設置されていない場合は保健所・支所とする。また、設置されている場合においても、黒川、栗原及び登米の所管区域においては、それぞれ、塩釜保健所黒川支所、大崎保健所栗原支所及び石巻保健所登米支所とする。さらに、仙台市内は薬務課とする。）及び（一社）宮城県薬剤師会あて薬局被災・業務継続状況報告集計表（地区薬剤師会等用）（様式1-2）により報告します。

ハ 地域保健医療福祉調整本部（設置されていない場合は保健所・支所とする。また、設置されている場合においても、黒川、栗原及び登米の所管区域においては、それぞれ、塩釜保健所黒川支所、大崎保健所栗原支所及び石巻保健所登米支所とする。）は、管内の状況を取りまとめ、薬務課に様式1-2により報告します。（現状、様式1-2は大規模災害応急対策マニュアルに記載されている宮城県保健福祉部総務課から各保健所・支所宛に情報収集の指示がある際に用いる報告様式に追記し、併せて報告を求めています。）

ニ 薬務課は、報告された情報を薬局被災・業務継続状況報告集計表（様式1-3）によりまとめます。報告内容は、人的被害の有無、建物・インフラの状態、開局状況及び応援薬剤師の必要の有無等とします。

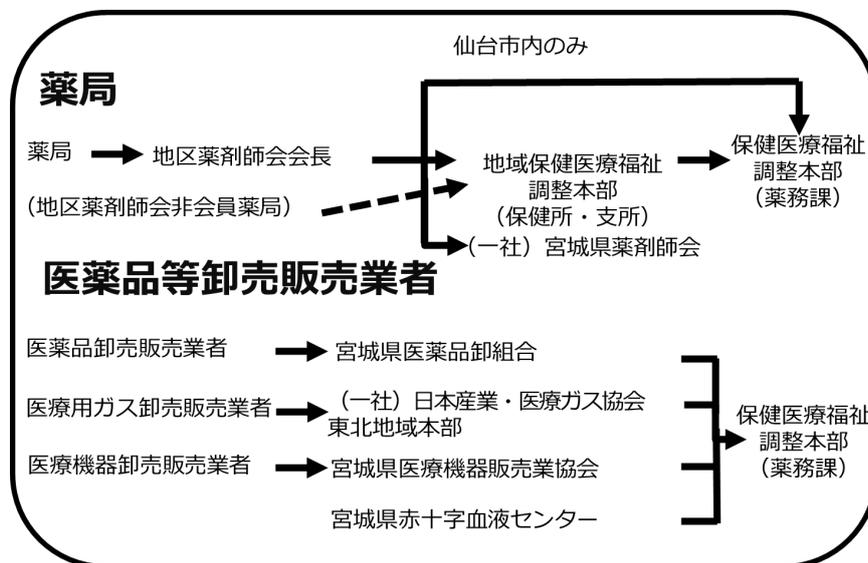
### (3) 医薬品等卸売販売業者（図3-2）

イ 医薬品等卸売販売業者は、被災・業務継続状況を宮城県医薬品卸組合、（一社）日本産業・医療ガス協会東北地域本部及び宮城県医療機器販売業協会に医薬品等卸売販売業者被災・業務継続状況報告様式（様式2-1）により報告します。

ロ 宮城県医薬品卸組合等は、県内の状況を取りまとめ、薬務課に医薬品等卸売販売業者被災・業務継続状況報告集計表（組合・協会用）（様式2-2）により報告します。また、宮城県赤十字血液センターも、被災・業務継続状況を薬務課に様式2-2により報告します。

ハ 薬務課は、報告された情報を、医薬品等卸売販売業者被災・業務継続状況報告集計表（様式2-3）によりまとめます。

ニ 報告内容は、人的被害の有無、建物・インフラの状態、在庫医薬品等の被害状況、需給状況及び配送困難の有無等とします。



▲図3-2 薬局及び医薬品等卸売販売業者の情報収集フロー

## 3 ボランティア薬剤師

自らの判断により単独で被災地入りしているボランティア薬剤師について情報を得た場合は、（一社）宮城県薬剤師会又は（一社）宮城県病院薬剤師会に報告します。

（一社）宮城県薬剤師会及び（一社）宮城県病院薬剤師会は、ボランティア薬剤師に関する情報を集約し、可能な限り当該薬剤師に、県の調整の下に活動する医療チームに帯同するよう要請します。

## 4 グループLINEの運用

薬務課、県災害薬事コーディネーター、地域災害薬事コーディネーター及び災害薬事関係機能団体の構成員は、電話回線又は電子メールによらず連絡を取る手段として、グループLINEを運用します。

### (1) グループLINEの作成

県は、薬務課、県災害薬事コーディネーター、地域災害薬事コーディネーター及び災害薬事関係機能団体<sup>※</sup>の構成員は、電話回線又は電子メールによらず連絡を取る手段として、グループLINEを作成します。

※（一社）宮城県薬剤師会、（一社）宮城県病院薬剤師会、宮城県医薬品卸組合、（一社）日本産業・医療ガス協会東北地域本部、宮城県医療機器販売業協会及び宮城県赤十字血液センターを想定しています。

### (2) グループLINEを利用する業務内容

グループLINEは電話又は電子メールによる通信が困難となった場合に以下の業務で利用します。

- イ 災害時に参集困難な場合の県災害薬事コーディネーター及び地域災害薬事コーディネーターの出務等に関する調整
- ロ 県内外で発生した災害関係情報の共有

### (3) 遵守事項

以下内容を遵守することとします。

- イ 薬務課、県災害薬事コーディネーター、地域災害薬事コーディネーター及び災害薬事関係機能団体の構成員以外の者をグループLINEに招待しないこととします。
- ロ 私的利用をはじめ、上記（2）以外の業務では利用しないこととします。
- ハ 災害対応において入手した患者情報・肖像写真等の個人情報を掲載しないこととします。
- ニ 端末の更新等でLINE-ID及び電話番号が変わった場合には、薬務課へ速やかに連絡することとします。
- ホ LINE上のテキスト・画像データ（画面のキャプチャ画像データでも良い）は、適宜端末に保存して、バックアップとします。